



山形県公報

平成30年12月19日(水)

号 外 (27)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (健康福祉企画課) …… 1

告 示

山形県告示第894号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成30年12月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2- ({ [2- (4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール (通称名 2 5 E-NBOH、2 C-E-NBOH) 及びその塩類
- (2) 3- [1- (1-ピペリジニル) シクロヘキシル] フェノール (通称名 3-HO-PCP、3-OH-PCP、3-Hydroxy-PCP) 及びその塩類
- (3) キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート (通称名NPB-22) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

平成30年12月20日

平成30年12月19日印刷
平成30年12月19日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県